資料1

令和８年第５回半田市議会定例会
委員会審査結果

議案番号	議　　案　　題　　名	付　託委員会	審議結果	10月6日本会議討論
認定１	令和７年度半田市一般会計等歳入歳出決算の認定について	―	―	―
	令和７年度半田市一般会計歳入歳出決算	決算	認定（賛成多数 19:1）	有（1人）
	令和７年度半田市乙川中部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算	決算	認定（全会一致）	無
	令和７年度半田市 JR 半田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算	決算	認定（全会一致）	無
	令和７年度地方独立行政法人知多半島総合医療機構病院事業債管理特別会計歳入歳出決算	決算	認定（賛成多数 19:1）	有（1人）
	令和７年度半田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算	決算	認定（全会一致）	無
	令和７年度半田市モーターボート競走事業特別会計歳入歳出決算	決算	認定（全会一致）	無
	令和７年度半田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算	決算	認定（全会一致）	無
	令和７年度半田市介護保険事業特別会計歳入歳出決算	決算	認定（全会一致）	無
	令和７年度半田市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算	決算	認定（賛成多数 19:1）	有（1人）
認定２	令和７年度半田市水道事業会計決算の認定について	決算	認定（全会一致）	無
認定３	令和７年度半田市下水道事業会計決算の認定について	決算	認定（全会一致）	無

資料2

意見書案第１号

新たな「定数改善計画」の確実な実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について

　新たな「定数改善計画」の確実な実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書案を別記のとおり提出する。

　　令和８年１０月６日提出

提出者	半田市議会議員	竹　内　功　治
〃	〃	榊　原　瑞　輝
賛成者	〃	中　村　和　也
〃	〃	伊　藤　正　興
〃	〃	山　田　清　一
〃	〃	鈴　木　幸　彦
〃	〃	石　川　英　之

新たな「定数改善計画」の確実な実施と
義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて、日々真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちをとりまく教育課題は依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。本年度は、２０２８年度までの「新たな『定数改善計画』」が策定され、中学校の学級編制標準が段階的に３５人に引き下げられるほか、養護教諭の複数配置基準が小・中学校いずれも５０人引き下げられることとなった。また、小学校４年生の教科担任制の拡大や、小・中学校における生徒指導担当教師の配置充実などのための教職員定数改善が盛り込まれた。しかし、概算要求に示されたものに比べ、養護教諭の複数配置基準の引き下げ幅が１００人から５０人に縮減されているなど、定数改善が大幅に見直されており、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ない。少人数学級については、地域・保護者からも、一人ひとりの子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも、「新たな『定数改善計画』」の確実な実施と、少人数学級のさらなる拡充を含めた次期定数改善計画の策定が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、２分の１から３分の１に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を２分の１へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって、貴職においては、来年度の政府予算編成にあたり、「新たな『定数改善計画』」の確実な実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率２分の１への復元にむけて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年１０月６日

半　田　市　議　会

提出先　内閣総理大臣
提出先　内閣官房長官
提出先　文部科学大臣
提出先　財　務　大　臣
提出先　総　務　大　臣

資料３

議員派遣について

地方自治法第１００条及び会議規則第１５９条の規定により次のとおり議員を派遣する。ただし、議決した内容に変更を生じた場合は、議長において内容を変更し、決定することができる。

令和８年１０月６日提出

記

第２１回全国市議会議長会研究フォーラム

（１）派遣目的　　会議への出席

（２）派遣場所　　島根県松江市

（３）派遣期間　　令和８年１１月１１日・１２日（２日間）

（４）派遣議員　　芳金秀展議員

資料4

令和８年第６回半田市議会定例会
会期日程（案）

目次	月　　日	曜日	会　　議	開議時刻	摘　　要
1	12月8日	火	本会議	9:30	開会 会議録署名議員の指名について 諸報告について 会期の決定について 議案上程 市政に関する一般質問
2	12月9日	水	本会議	9:30	市政に関する一般質問
3	12月10日	木	本会議	9:30	市政に関する一般質問
4	12月11日	金	本会議 （委員会）	9:30	市政に関する一般質問 議案の質疑、委員会付託 予算委員会（分科会送付）
5	12月12日	土	休　会		
6	12月13日	日	休　会		
7	12月14日	月	（委員会・分科会）	（9:30）	9:30～総務、13:30～文教厚生
8	12月15日	火	（委員会・分科会）	（9:30）	9:30～建設産業　13:30～予算委員会（採決） 〔討論通告締切　午後４時〕
9	12月16日	水	（議　運）	（10:00）	
10	12月17日	木	休　会		
11	12月18日	金	本会議	9:30	委員長報告、質疑、討論、採決 閉会

一般質問通告予約期間	１１月２０日（金）午前９時～２５日（水）午後４時
一般質問通告期間	１１月２６日（木）午前９時～午後３時
ヒアリング	１１月２７日（金）・１１月３０日（月）
議会運営委員会（告示日）	１２月　１日（火）午前１０時００分
全員協議会（議案関係）	１２月　１日（火）午後１時３０分
一般質問項目修正期限	１２月　１日（火）午後３時００分
議運（最終日2日前）	１２月１６日（水）午前１０時００分
全員協議会（議案以外）	１２月１６日（水）午後１時３０分

資料5

令和８年９月定例会（事業評価、決算審査）振り返り

項番	項目	課題	対策
1	事業評価	評価項目の意味や判断基準が十分に共有されていないため、委員によって評価の視点が異なる。 事業評価を今後の行政運営につなげるためには、「現在の事業をどう評価するのか」と「今後、その事業をどうしていくのか」を明確に分ける必要がある。	
2	事業評価 【観点別評価】	観点別評価について、判断を分かりやすくするため、２択を３択とする。 市民ニーズ　高い・一定程度ある・低い 成果向上の予知　大きい・一部ある・ない 統合・連携の余地　大きい・一部ある・ない コスト削減余地　大きい・一部ある・ない ・「類似事業の有無」は「統合・連携の余地」とする。他事業との統合や連携により、事業効果や効率性を高める余地があるかを評価する	
3	事業評価 【観点別評価】	「市民ニーズ」の定義を明確にする。 何をもって市民ニーズとするのか、誰の視点で評価するのか、何を根拠として判断するのかを事前に明確にする必要がある。	
4	事業評価 【観点別評価】	市民ニーズとしているが、一部の市民のみに必要とされる事業に対して市民のニーズが高いと判断しにくい。 （案）市民ニーズ→事業ニーズ	
5	事業評価 【観点別評価】	評価項目「市民ニーズ」の考え方 「市民ニーズ」をどれを観点に考えるのか。 ・全市民にとってのニーズ／その事業の対象者にとってのニーズ／市民からの要望の多さ／行政として事業を実施する必要性 対象者が100人しかいない事業であっても、その100人にとって不可欠な支援であれば、単純に対象者数だけで必要性を判断することはできない。一方で、利用者が少ないからニーズが低いとは限らず、制度の使い勝手が悪いため利用につながっていないケースもある。 「全市民か対象者か」「市民ニーズか事業ニーズか」で評価が逆になることが指摘されている。 まず、当局が事務事業評価で「市民ニーズ」をどのように定義しているのか確認する。その上で、議会として評価する際の共通基準を整理する。 「市民ニーズ」という名称そのものを見直し、「事業ニーズ」「事業としての必要性」等とすることも含めて再協議する。	
6	事業評価 【指標に対する評価】	成果指標・目標値が登録者数や参加人数等では事業の評価は難しい。 （案）成果指標・目標値を実績や市民の満足度に変更	
7	事業評価 【評価及び提言】	最終的な「評価」の決定方法を統一する。 委員で意見が分かれた場合、全会一致が原則か、多数決で決定か、多数意見・少数意見を併記するか。多数意見だけでんかう、異なる意見とその理由を記録するのが望ましい。	
8	事業評価 【評価及び提言】	方向性を４択→６択とする。 ●拡充する 事業規模、対象者、内容、予算等を拡大する ●改善して継続する 事業は継続するが、実施方法や成果指標等を改善する ●現状維持する 現在の規模・内容を基本的に維持する ●縮小する 対象、内容、実施回数、予算等を縮小する ●統合・再編する 類似事業との統合や事業内容・実施体制を再構築する ●廃止する必要性や効果が低く、事業を終了する	
9	事業評価	各委員会の勉強会が6月末から7月頃に始まり、最終的な事業評価が9月となったため、実質2か月程度空いた。 時間が空くことで、勉強会時点での問題意識や議論の内容が薄れてしまう面がある。 作業方法やAI等のツール活用も含め、現在より回転数を上げることは可能であり、勉強会、自由討議、評価、提言作成までをより短い期間で行う方向を検討する。	
10	事業評価	各常任委員会で2～3事業を評価したが、対象数を増やすことは十分可能との意見があった。 5事業程度・5事業以上、あるいは9～10事業程度まで増やせるとの意見が出ている。一度に大幅に増やすことへの懸念も考慮しつつ、段階的に増加させる方法もある。	
11	事業評価	２日間予定されていたが、実際は半日で終わった。（総務委員会） 事前に各委員からの評価が寄せられており、まとめる作業に２日間は不要ではないか。	
12	事業評価／決算審査	事業評価を１日～１日半にとどめ、決算審査を時間制限なく行った方がよい。	
13	決算審査 【時間】	一人あたりの持ち時間制で実施したが、全委員の質疑が一巡した後、分科会・委員会全体として予定された時間の範囲内で、質疑を希望する委員が活用できる仕組みとする	

14	決算審査 【時間】	総括質疑の時間管理について 総括質疑では残り30秒までは質疑できる運用にもかかわらず、残り47秒となった時点で再質疑を制止された。定められた時間内で行うことができる質疑は制止しない。 【先例集】一般質問「残り３０秒を切ったら、答弁に入らない」	
15	決算審査 【時間】	各分科会とも所定の時間内で終了しており、直ちに審査時間を大幅に増やす必要性は大きくない。一方で、時間制限を意識するあまり、本来質疑すべき内容が漏れる可能性もあるため、次年度も実際の運用を見ながら検証する。	
16	決算審査 【時間】	時間の制限があまりにも厳しい。所管分科会の質疑で１５分～２０分は誰もが十分に質疑ができる長さだったか。検討し、見直すべき。所管外委員の持ち時間は7分。２～３事業の質疑しかできない。	
17	決算審査 【進め方】	当局から「改善する」「検討する」等の答弁があっても、その後、本当に改善されたかを追跡する仕組みがなく、正式な議会提言にも残らない場合がある。	
18	決算審査 【進め方】	確定した決算額そのものを質問しても変更はできないため、審査で見つかった課題を事業評価や次年度への提言につなげる仕組みの方が重要ではないか。決算審査と事業評価を連動させたい。	
19	決算審査 【ﾀｲﾏｰ・配信機器操作】	副委員長等がタイマー操作、録画開始等を行ったことで、質問・進行と機器操作が重なり、慌ただしくなる場面があった。 （案）タイマー、カメラ、配信等の操作は、審査を行っている委員とは別の者（当該委員会以外の議員、傍聴議員、専任担当等）が担当する。	
20	決算審査 【ﾀｲﾏｰ・配信機器操作】	時間表示について、操作側のパソコンだけでなく、委員全員が確認できるよう、別モニター、デュアルディスプレイ、視認性の高いカウントダウンタイマー等の活用を検討する。	
21	決算審査 【ﾀｲﾏｰ・配信機器操作】	ライブ配信については一定の再生回数があることから、継続しながら改善していく。現在の映像では顔の判別が難しい場面もあるため、カメラ位置、画角、画質等についてICT推進委員会でも検証する。	
22	決算審査 【その他】	決算審査は当該年度（７年度）の事業及び予算執行を検証。今回、８年度以降の財政運営に関する内容で、すでに補正予算審査で質疑・答弁がされた事項について、再び決算審査で質疑される場面があった。 当該年度の決算との関連性がどの程度あれば、翌年度以降の事項について質疑できるのか、一定の共通認識を持つ必要がある。	